

議案第十二号

港区職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例  
右の議案を提出する。

平成二十八年二月十七日

提出者 港区長 武井雅昭

港区職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例  
港区職員の特殊勤務手当に関する条例（平成十年港区条例第六号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第二十四条第六項」を「第二十四条第五項」に改める。  
付 則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

（説明）

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第三十四号）の施行による地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）の一部改正に伴い、規定を整備する必要があるため、本案を提出いたします。